

板橋区内の木造住宅密集地域にお住まいの皆さまへ



消火器購入補助金制度



【制度の概要】

木造住宅密集地域内の木造住宅（下記参照）に居住している世帯が購入した消火器費用の3分の1を補助（1,000円未満は切捨て。限度額1万円。）します。

※補助は、1世帯1回までです。また、補助金には限りがあります。

板橋区内の木造住宅密集地域

赤塚二丁目	赤塚四丁目	泉町	稲荷台	大谷口北町	大谷口二丁目
大山西町	小茂根二丁目	清水町	常盤台二丁目	常盤台三丁目	徳丸一丁目
中板橋	仲宿	西台二丁目	蓮沼町	東山町	宮本町
弥生町	若木一丁目	若木二丁目			

※ 上記の表に記載の地域に居住かつ木造住宅に居住で補助金の対象となります。

■申請受付期間(令和6年度)

期間	回数
6月3日(月)～6月28日(金)	第一回受付期間
7月1日(月)～9月30日(月)	第二回受付期間
10月1日(火)～12月27日(金)	第三回受付期間

※本助成事業は令和5年から令和7年の3年間を想定しています。

※申請時期により受付期間が変更になる場合があります。

■対象となる消火器



住宅用消火器



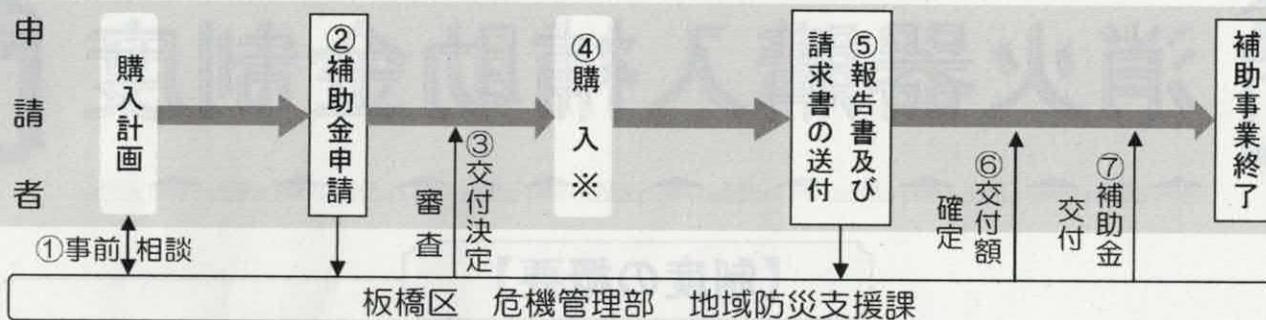
エアゾール式消火器



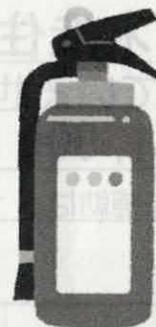
業務用消火器

【申請等の流れ】

※消火器購入後の申請はできませんので、ご注意ください。



- ①地域防災支援課へ申込相談を行う。(窓口・電話で受け付けています。)
- ②補助金の申請書を地域防災支援課へ送付する。
- ③地域防災支援課より交付決定通知書が届く。
- ④申請した消火器の購入を行う。
- ⑤消火器購入後、報告書及び請求書を地域防災支援課へ送付する。
- ⑥板橋区が報告書を審査し、補助金の確定通知書が届く。
- ⑦板橋区から申請者へ補助金が交付される。



【注意点】

- 補助金額は、消火器購入費用の 1/3 の額となります。(上限 10,000 円)
※1,000 円未満は切り捨てとなります。
例：10,000 円（税込み）の消火器を 2 本購入した場合。
 $10,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 本} = 20,000 \text{ 円}$ $20,000 \text{ 円} \div 3 = 6,666.66 \dots \text{ 円}$
→補助金額：6,000 円
- 板橋区からの交付決定通知が届く前に購入した消火器については、補助金支給の対象となりませんのでご注意ください。
- 本助成事業は令和5年から令和7年の3年間を予定しておりますが、区の予算上限に達し次第終了となりますのであらかじめご了承下さい。
- 申請は1世帯につき1回です。
- 購入した消火器の維持管理や廃棄にかかる費用については、補助金の申請者の方に負担をしていただきます。
- 補助金の申請を行う場合は必ず下記担当までご連絡ください。
- 申請書につきましては、各地域センター・区民事務所でお受け取り下さい。

詳細な内容に関するお問合せやご不明な点等は、下記までご連絡ください。

板橋区危機管理部地域防災支援課 電話：03-3579-2151

URL：<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/1048670.html>